

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

私は昭和35年10月に国民年金制度に加入し、36年4月からは国民年金保険料を納付していた。37年に結婚して氏名及び住所は変わったが、婚姻前も婚姻後もA市に住んでおり、婚姻前は父親が、婚姻後は私が保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、申立期間のほかに国民年金保険料の未納は無く、数次にわたり保険料の前納も行っているなど、保険料の納付意識は高く、申立期間も15か月と比較的短期間である。

また、申立期間直前の昭和37年7月から同年12月までの保険料については、A市の国民年金被保険者名簿では納付記録が無いが、オンライン記録では納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間直後の昭和39年4月から40年3月までの保険料については、A市の国民年金被保険者名簿によると、41年1月24日に過年度納付されていることが確認でき、未納期間が生じないように努めていたと考えられる申立人が、申立期間の保険料についても過年度納付を行っていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月、同年3月及び50年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月及び同年3月
② 昭和50年3月から51年3月まで

婚姻(昭和50年11月)前の申立期間①の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたが、免除期間とされていたことから、社会保険事務所(当時)に調査依頼をした際に納付済みに訂正された。その後、年金事務所から納付済みは誤った処理であったとして免除期間に戻されてしまった。母親は几帳面な性格で未納にするとは考えられず、納得できない。申立期間②については、婚姻後、母親が私と妻の国民年金の加入手続きをしてくれ、加入後の国民年金保険料は、妻が自宅に郵送されてきた納付書で私の分と一緒に納付してくれていた。一緒に納付していた妻の保険料は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達までの33年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納しているほか、申立人の保険料を納付していたとする母親及び妻の納付記録を見ると、母親は、国民年金発足時の昭和36年4月から、妻は国民年金の資格を取得した50年10月から、それぞれ国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、妻は、申立人と同様に複数年前納しているなど、申立人、妻及び母親共に保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、母親が申立人の保険料を納付していたとする昭和47年7月から49年5月までの申立人の納付記録を見ると、申立期間①前

後の期間は納付済みとされており、申立期間①直後の同年4月及び同年5月については、申立人が所持していた領収書（納付日：同年9月6日）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成21年10月23日に納付済みに記録訂正されており、申立期間当時、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人の納付記録によると、昭和48年度の保険料が昭和48年4月25日に6,440円前納されているが、49年1月から保険料が改訂（550円から900円）されたことから、社会保険事務所では、「法改正にともなう保険料特例納付および前納保険料の充当等に関する事務の取扱いについて」（B県民生部年金課長通知）に基づき、同年1月から同年3月までの納付済みとされていた保険料（1,650円）を同年1月の保険料（900円）に充当し、充当されなかった申立期間①については、保険料の納付の時効完成後においてみなし免除期間とする事務処理を行ったものとみられる。しかしながら、この前納保険料の充当等に関する事務の取扱いにおいては、充当対象者については、充当月、充当されなかった期間等を記載した充当通知書を送付することとされており、充当されなかった期間に係る保険料は、一般の保険料と同様の納付方法により納付することとされていた。このため、申立期間①の差額保険料（1,050円）に係る通知及び同保険料の納付書が発行、送付されたものと推認でき、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった母親が申立人の加入手続を行い、申立期間前後の保険料を納付しながら申立期間①の差額保険料のみを未納とするのは不自然であり、送付されたとみられる申立期間①の納付書により母親が当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

加えて、申立期間②の保険料については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和49年6月2日に国民年金被保険者資格を喪失したとされ、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、備考欄に「51.1.12 再加入届」と記載されていることから、国民年金被保険者資格取得手続が51年1月12日に行われたことがうかがわれ、この手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年3月27日までさかのぼって資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得手続日を基準とすると、申立期間②のうち同年3月は過年度納付となり、保険料納付は可能であったほか、国民年金被保険者台帳では、昭和50年度の備考欄に「納付書発送」のゴム印が押されていることから、当該年度の未納保険料について社会保険事務所から過年度納付書が送付されたものとみられる。

一方、妻は、婚姻後、家計は自分が預かり、自宅に保険料の納付書が郵送されてくれば、必ず銀行で納付していたとしており、妻の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和50年度の備考欄には申立人と同様に「納付書発送」のゴム印が押されており、昭和50年10月から51年3月までの保険料が53年2月1日に過年度納付されていることが確認できる。このため、申立期間②については、

社会保険事務所から送付されてきた納付書により、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった妻が過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで

私は、20歳になる前に、国民年金に加入するよう母親から言われていたので、20歳になってからA市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後の保険料もすべて納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立期間を除く国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適正に行われていることから、申立人の制度への関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が納付したと主張する申立期間の保険料月額は、当時の保険料月額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、平成2年12月ごろにA市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、強制加入被保険者として同年12月5日に国民年金被保険者資格を取得したとされている（3年8月17日に資格取得日を同年4月1日に訂正されている。）。申立人が所持する年金手帳を見ても、「被保険者となった日」欄に「平成2年12月5日」と記載され、「被保険者の種別」欄の「強」に○が付されるとともに、同市のゴム印が押されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から3年3月ごろとみられることから、このころに申立人の加入手続きが行われ、その際に資格取得日をさかのぼって2年12月5日とされたものとみられる。この加入手

続時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、同市では、加入手続時において、現年度の納付書を発行していたとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、加入手続を行いながら、申立期間の保険料のみ未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年6月まで

年金記録問題が大きなニュースになったころ、私は母親から「あなたの国民年金の加入手続はA町役場で私が行い、その手続の際に保険料はさかのぼって納付できると教えられ、かなりの金額だったが、まとめて郵便局か信用金庫で納付した。その後不足分があると言われ、前回と同様にまとめて郵便局か信用金庫で納付し、合わせて2回さかのぼって保険料を納付した。」と聞いていた。その後の保険料は、母親が父親と私の分を含めて3人分の保険料と一緒に町内会の人に納付してくれていた。申立期間の保険料は母親が納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続、申立人及びその父親の保険料納付を行ったとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において、未納は無く、父親も母親と同様に国民年金加入期間に未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月27日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、その際にさかのぼって資格取得日を50年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であることから、申立期間は特例納付と過年度納付を併用して保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立人は、母親が申立人の国民年金加入手続の際に、保険料をさかのぼって納付することができると言われ、加入手続後に2回、保険料をまとめて郵便局等で納付し、その後は家族3人分の保険料は町内会の人に納付したとしているところ、A町では、当時、現年度保険料は婦人会による徴収方法を採用していたが、特例納付及び過年度納付に係る保険料は社会保険事務所（当時）又は金融機関（郵便局を含む。）でしか取り扱っていなかったとしており、母親が記憶している保険料収納方法と一致することから、母親が2回にわたって郵便局等で納付したとする申立期間の保険料は、特例納付及び過年度納付に係る保険料であったものと推認できる。このほか、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和52年7月から53年3月までの保険料が54年10月に過年度納付されていることが確認できる。このため、前述のとおり、申立期間の保険料は、特例納付と過年度納付を利用して保険料を納付することは可能であったことから、納付意識の高かった母親が申立人の加入手続後に特例納付と過年度納付を利用して申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年4月まで

国民年金制度が始まった時、夫が公務員の場合は、妻は国民年金に任意加入だったので、私は当初加入しなかったが、後になって同年代の方が年金を受給するのに、私だけ無いのも寂しいと思い、A村役場で加入手続を行った。国民年金保険料は、税金などと一緒に地区の班長が集金していたので、その人に納付していた。当時の家計簿に「年金」との記載があるし、きちんと自分の年金を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、昭和50年5月以降の期間はすべて付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人から提出された申立期間を含む昭和49年1月以降の家計簿を見ると、i) 申立期間のうち同年1月から同年12月までの期間については、3か月ごとに「年金 2,700」と記帳されており、その金額は同期間の国民年金の定額保険料と一致していること、ii) 50年1月から同年12月までの期間については、家計簿には保険料を納付していたことを示す記帳は見当たらないものの、オンライン記録では、同年5月からすべての期間は定額保険料と付加保険料が納付済みとされていること、及び51年、52年の家計簿には3か月ごとに保険料額とみられる金額が記帳されており、この金額は、同期間の定額保険料と付加保険料を合計した保険料額と一致していること、iii) 同様に53年6月以降の家計簿に1か月ごとに記帳されている保険料とみられる金額も同

期間の付加保険料と定額保険料を合計した保険料額と一致していることが確認できる。このため、家計簿の記帳内容から判断すると、申立期間の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、A村では、申立期間当時、納税組合が国民年金保険料を徴収していたとしていることから、申立人が主張する保険料の納付方法と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、平成14年8月1日から同年9月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③から⑧までについて、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間③については15万6,000円、申立期間④及び⑤については15万2,000円、申立期間⑥及び⑦については14万8,000円、申立期間⑧については14万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月25日から同年9月1日まで
② 平成15年4月から同年8月まで
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年7月25日

⑥ 平成18年12月20日

⑦ 平成19年7月25日

⑧ 平成19年12月15日

私は、申立期間において、助手としてA社に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格取得時期が雇用保険の記録と約2か月異なっていることが分かった。

また、賞与の一部について記録が無く、給与明細書の保険料控除額とねんきん定期便の被保険者記録と相違している期間があることも分かったので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人から提出されたA社に係る平成14年8月分（同年9月支払）の給与明細書の写しにより、申立人が同社に同年6月25日から継続して勤務し、申立期間①のうち、同年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成14年6月25日から同年8月1日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、同社から提出された同年6月及び同年7月の給料台帳において、同年6月については、申立人に対する給与支給が確認できないとともに、同年7月については、厚生年金保険料が控除されていない上、申立人が保管している同年7月分の給与明細書においても厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は12万6,000円とされているが、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間において、16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与総額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったか否かは不明としており、A社から提出された給料台帳において確認できる平成15年4月から同年8月までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の当該期間の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③については15万6,000円、申立期間④及び⑤については15万2,000円、申立期間⑥及び⑦については14万8,000円、申立期間⑧については14万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していない（申立期間⑥に係る届出及び保険料の納付を除く。）と認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年12月から29年4月までは8,000円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月16日から29年7月1日まで

昭和25年6月16日に就職して以来、32年2月22日の依願退職まで転勤等はなく、一貫して同じ職場で同じ仕事をしてきたにもかかわらず、その間の7か月間について、厚生年金保険の記録に空白があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB省C事業所から提出された申立人に係る人事資料により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和28年12月から29年4月までは8,000円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年11月11日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。昭和38年4月2日に入社し、平成22年3月26日に退職するまで1日の空白も無くA社に継続して勤務しており、申立期間も同社B支店に在籍していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された人事台帳及び「在職証明書及び理由書」から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年11月11日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年12月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月21日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。昭和57年4月にB社に入社し、その後、同社の関連会社間での異動はあったが継続して勤務していた。申立期間については、C社に勤務後、58年6月1日付けでA社に異動したと考えるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び人事異動発令書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（同社の関連会社であるC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出のあった昭和58年5月21日付けの人事異動発令書に記載された、申立人を含む同年6月1日を赴任日とする者のオンライン記録は、申立人以外は、異動の発令日である同年5月21日に厚生年金保険被保険者資格の喪失と取得が行われていることが確認できることから（同一事業所内での異動者を除く。）、申立人のA社における被保険者資格取得日も異動の発令日である同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年6月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が申立期間当時の事務手続に誤りがあったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月19日、資格喪失日が同年7月1日とされ、同年6月30日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで
グループ企業間の異動(A社から同社の親会社のB社に転籍。)に当たって、A社が資格喪失日を誤って届け出たため、申立期間について、被保険者記録が無くなっているため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月19日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、給与明細書、稼働時間報告書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社及び親会社のB社に継続して勤務し(平成19年7月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成19年5月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を誤って平成19年6月30日として社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで
昭和61年7月31日付けでA社を退職し、雇用保険の離職日も同日となっている。喪失日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員の証言、雇用保険の記録及び申立人提出の退職所得の源泉徴収票から判断して、申立人は同社に昭和61年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和61年6月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和61年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3739

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年7月から8年3月までの期間を17万円、同年4月及び同年5月を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年5月まで

平成7年7月から8年5月までの標準報酬月額が、当時の給料支払明細書で控除されている厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額よりも低いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書に記載されている支給総額によると、申立人が主張するとおり、当該支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、平成7年7月から8年3月までの期間は17万円、同年4月及び同年5月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間について、給料支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除

額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間については標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録を20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月から19年8月まで
② 平成18年12月29日
③ 平成19年8月25日

私の標準報酬月額については、事業所が誤って低く届け出たことがねんきん特別便で分かったため、平成21年11月25日に記録訂正してもらった。しかし、申立期間①については、時効により、標準報酬月額記録は訂正されたものの、年金額に反映されない期間とされている。

また、申立期間②及び③に支給された賞与の記録は、実際に支給された額より低い額であることが分かった。

したがって、申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は当初19万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月25日に19万円から22万円に訂正さ

れたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかし、申立人から提出されたA社の給料台帳により、申立人は当該期間において、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された給料台帳により、申立人が主張する賞与額が支払われていたことが確認できる。

しかし、当該給料台帳により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を超えないことから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成4年3月から7年2月までの期間は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から平成8年2月6日まで
預金通帳によると、標準報酬月額以上の額がA社から給与として振り込まれているので、調査して適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月から7年2月まで（4年4月及び同年5月を除く。）の期間について、申立人名義の預金口座の記録により、申立人にA社からオンライン記録の標準報酬月額以上の給与額が振り込まれていることが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成4年3月1日付け（処理日は同年4月10日。）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、41万円から30万円に減額されていることが確認できる。A社の代表者は、「厚生年金保険料の滞納が続いたために、全従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出た。」と証言している。

また、当該随時改定により標準報酬月額が38万円から24万円に減額されている同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚は、平成4年3月から7年2月までの期間において、当該随時改定後の標準報酬月額（24万円）に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、預金口座の記録では給与の振込が確認できない平成4年4月及び同年5月についてもA社に継続して勤務していたことが認められる上、オンライン記録によると、当該

月に係る当該随時改定後の標準報酬月額は、その前後の月と同額とされていることが確認できる。

当該期間において申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、上述の同僚の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除の状況から判断して、申立人についても、当該期間において当該随時改定前の標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認される。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年3月から7年2月までの期間を41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主が30万円及び32万円を報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、当該随時改定前の標準報酬月額(41万円)に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年10月から平成4年2月までの期間については、申立人名義の預金口座の記録により、A社からオンライン記録の標準報酬月額以上の額が振り込まれていることは確認できない。

また、申立期間のうち、平成7年3月から同年12月までの期間については、上述の同僚の給与明細書によると、当該同僚についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成8年1月については、保険料控除額等を確認できる資料は無いが、オンライン記録によると、当該月に係る標準報酬月額は、その前月(7年12月)と同額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から平成4年2月までの期間及び7年3月から8年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和30年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和27年4月1日からA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が空白期間になっているため、調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された従業員原簿、並びに人事担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年11月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年9月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（21年4月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和22年10月31日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年4月1日まで
② 昭和22年10月31日から同年11月1日まで

昭和8年にA社B支店に入社し、37年に退職するまで継続して勤務していた。同社の退職時にももらった感謝状には「入社以来二十九箇年に及び」との記述もあり、空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、A社B支店において昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月1日に資格を喪失後、21年4月1日に同社において再度資格を取得しており、当該期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、A社B支店が保管している労働者名簿により、申立人は、昭和8年10月1日から37年11月末日までの期間において同社同支店に継続して勤務し、在職中は身分等の変更も無かったことが認められる。

一方、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、名簿

によると、申立人の被保険者記録は、17年2月1日から21年9月15日までの期間及び22年11月1日から31年10月1日までの期間とされており、申立人が申立期間①においても継続して同社同支店の被保険者であったことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）によると、申立人の被保険者記録は、昭和17年2月1日から20年9月1日までの期間及び21年9月4日から22年10月31日までの期間とされており、オンライン記録、名簿の記録及び台帳の記録はいずれも異なった記録とされている。

さらに、名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている同僚の記録の大半についても、オンライン記録、名簿の記録及び台帳の記録が不整合であるほか、名簿において申立人と同様に昭和21年9月15日に資格喪失したとされている同僚の大半は、オンライン記録では、申立期間①においても継続して被保険者とされていることが確認できるなど、現存する被保険者記録は不合理な記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（21年4月1日）を取り消すことが必要である。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人は、昭和22年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A社B支店において同年11月1日に資格を取得しており、当該期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、上述のとおり、A社B支店が保管している労働者名簿により、申立人は、当該期間を含む昭和8年10月1日から37年11月末日までの期間において転勤等の異動も無く、同社同支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、台帳によると、申立人は、昭和21年9月4日から22年10月31日までA社B支店における被保険者記録はあるものの、その後の被保険者記録が無い一方、名簿によると、21年9月15日から22年11月1日までは記録が無く、申立期間①と同様に、オンライン記録、名簿の記録及び台帳の記録はいずれも異なった記録とされている。

さらに、上述の同僚のうち、台帳が確認できた6人は、いずれも申立人と同様に昭和22年10月31日に資格喪失し、その後の被保険者記録は無いが、このうち3人は、オンライン記録では被保険者記録が昭和17年6月1日から申立期間②以降の期間まで継続していることが確認できるなど、現存する被保険者記録は不合理な記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和22年10月31日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年6月まで

私の国民年金は、昭和45年7月ごろ、当時、お手伝いさんとして働いてもらっていた親戚に加入手続を行ってもらい、その後、国民年金保険料は集金人に納付しており、私が不在の時は親戚が納付してくれていた。

領収書等は引っ越しなどで処分してしまったので残されていないが、保険料を納付していた記憶はあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする親戚は既に他界していることから、申立期間当時の加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、長女を出産して5年ほど経過した昭和45年7月ごろに親戚が申立人の加入手続を行ったとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年7月ごろに払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間は厚生年金保険被保険者の配偶者であったため、国民年金の任意加入対象者であり、制度上、加入手続時期からさかのぼって資格を取得することはできないことから、上記国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から同年9月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間が全額免除とされていることを知った。申立期間については免除申請の手続をした覚えも無く、毎月、A社会保険事務所(当時)の窓口で納付書により現金で納付した記憶はしっかり残っている。1か月の保険料は1万3,000円ぐらいだった。全額免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、国民年金の加入手続をB市役所で行ったが、同市役所では免除申請をした記憶は無いとしているところ、オンライン記録によれば、申立期間に係る免除申請が、同年6月21日に提出され、同年11月9日に申請免除が承認されていることが確認できる上、同市が保管する申立人の納付記録においても申立期間は申請免除とされていることから、申立期間が申請免除とされている事務処理に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、B市から送付されてきた1年分の納付書により、毎月、A社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を納付したとしているところ、前述のとおり、申立人は平成11年6月21日に免除申請されていることから、この時期に加入手続が行われたものとみられるが、B市では、6月に加入した場合、納付書は6月から翌年3月までの分を送付し、4月から1年分送付することはなかったとしている上、申立期間当時、現年度保険料は社会保険事務所(当時)の窓口では取り扱っておらず、市区町村で取り扱うこととされていたことから、申立人の主張と相違する。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を

喪失後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したとされており、当該資格取得期間は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失記録から申立期間と推認でき、任意継続被保険者の保険料月額が申立人の場合、1万2,750円となり、申立人が毎月納付したとする保険料月額とほぼ一致する上、当該保険料は、社会保険事務所で取り扱っていることから、申立人は、この任意継続被保険者に係る保険料を国民年金保険料と混同しているとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年11月まで

私は、申立期間当時、海外に居住していた。申立期間中に国民年金保険料の納付書が実家に送付されてきたので、帰国した平成14年12月にA町役場の窓口で、まとめて10万円以上納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外から帰国後の平成14年12月にA町役場の窓口で、国民年金保険料を10万円以上納付したとしているところ、同年4月からはそれまで市町村で行っていた保険料収納事務については社会保険事務所(当時)に移管されている上、同町でも申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期には、保険料の収納事務は取り扱っていなかったとしている。

また、オンライン記録及びA町が保管する申立人に係る「国民年金加入状況」、「国民年金納付状況」を見ると、いずれも平成7年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、14年12月1日に国外からの転入を事由に新たに国民年金被保険者資格を取得したとされているものの、この申立期間において申立人が国民年金被保険者資格を取得し、申立期間の保険料を納付したことを示す記録は見当たらない上、申立人も申立期間において国民年金被保険者資格取得手続を行った記憶は無いとしている。このため、申立人の国民年金被保険者資格取得日である同年12月1日を基準とすると、申立人は、申立期間においては海外に在住しており、国民年金の任意加入対象者となることから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

私は、会社を退職した際には、必ず国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。平成2年6月に会社を退職した時も、A市役所本庁舎か同市B支所で国民年金の加入手続をした。保険料の納付時期、納付金額及び納付場所は覚えていないが、納付書により納付したことは記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているものの、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしている上、納付場所については、当初、A市役所本庁舎か同市B支所としていたが、聴取の過程で納付場所は覚えていないと申立内容を変更するなど、申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、平成2年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A市において、当時所持していた年金手帳を持参し、国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険被保険者資格を再取得した同年7月12日までの間において、国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。同様に、同市が保管する申立人の国民年金に係る「個人基本情報」、「資格記録情報」及び「納付記録情報」を見ても、申立人が加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄において申立期間の資格取得が記載されていないこととも符合する。このため、申立人は、

申立期間においては国民年金に未加入であったことになり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私たち夫婦は、婚姻（昭和39年7月）後、父親が経営していた事業所に勤務していた。いつのころか記憶に無いが、父親がA市B区で私たち夫婦の国民年金加入手続きを行い、過去にさかのぼって保険料を一括して納付してくれた。それ以降は、妻が私たち夫婦の保険料を納付してきた。保険料に未納は無いと考えていたのに申立期間が未納とされていることに納得できない上、夫婦の未納月数が異なることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付には関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、加入手続き及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和50年11月19日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得届出日が同年12月22日とされていることから、この時期に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この手続きに際して、さかのぼって資格取得日を36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。

さらに、この申立人の加入手続きが行われた時期は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中であり、申立人の納付記録を見ると、申立期間後の昭和46年度から49年度までの保険料が第2回特例納付及び過年度納付を併用して、同年12月24日に納付されていることが確認できる。しかしながら、この特例納付された時点では、申立人は38歳であり、60歳到達の

前月まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付月数は311か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）が可能であったことから、申立人の加入手続きを行い、未納期間の保険料をさかのぼって一括納付したとする父親は、申立人の年金受給権を確保するために必要となる期間について、特例納付及び過年度納付を併用して保険料を納付したものとみられ、申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私たち夫婦は、婚姻（昭和39年7月）後、義父が経営していた事業所に勤務していた。いつのころか記憶に無いが、義父がA市B区で私たち夫婦の国民年金加入手続きを行い、過去にさかのぼって保険料を一括して納付してくれた。それ以降は、私が夫の分と一緒に保険料を納付してきた。保険料に未納は無いと考えていたのに申立期間が未納とされていることに納得できない上、夫婦の未納月数が異なることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付には関与しておらず、これらを行ったとする義父は既に死亡しており、加入手続き及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和50年11月19日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得届出日が同年12月22日とされていることから、この時期に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この手続きに際して、さかのぼって資格取得日を36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。

さらに、この申立人の加入手続きが行われた時期は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中であるものの、加入手続きが行われた時点では、申立人は34歳であり、60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付月数は312か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）が可能であったことから、申立人の加入手

続を行い、未納期間の保険料をさかのぼって一括納付したとする義父は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの期間、平成 6 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月まで
② 平成 6 年 9 月及び同年 10 月

申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、そのような還付を受けた記憶は無い。当時の領収書により私が保険料を納付した事実は確認できるが、還付に関しては社会保険事務所（当時）で尋ねても支払ったとするのみで支払先の金融機関名や口座番号などについて明快な回答が無い。申立期間のうち昭和 50 年 8 月から 51 年 1 月までの期間及び同年 3 月は、厚生年金保険加入期間と重複しているため、納付した国民年金保険料を過去の未納保険料に充当すべきである。同年 2 月については、継続して会社に勤務していたものの厚生年金保険料を納付していないようなので、国民年金保険料納付済期間として扱うべきである。以上のことから、申立期間の保険料が還付されたとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間①を含む昭和 50 年度の国民年金保険料は前納されたが、このうち申立期間①の保険料については、昭和 50 年 9 月に還付決議されたことが記載されている。

また、オンライン記録では、いったん納付された申立期間②の国民年金保険料について、平成 6 年 11 月に還付決議されたことが記録されている。

さらに、オンライン記録では、申立人が、申立期間①の始期である昭和 50 年 8 月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、国民年金被保険者資格を喪失したこと、及び申立期間②についても厚生年金保険被保険者期間であることが記録されている。

以上のことから、申立期間①については、国民年金保険料を前納した後に厚生年金保険被保険者資格を取得したために保険料が還付されたものであり、申立期間②についても、保険料を納付後に当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したために還付されたものと考えられ、保険料が還付された事由について不合理な点は無い。

加えて、申立人が明示するよう求めている還付金の支払方法、支払先金融機関名等については、申立期間①の当時に使用されていた国民年金被保険者台帳及び保険料還付整理簿には、これらを記載することとされており確認することはできないが、申立期間②の国民年金保険料の還付については、オンライン記録に、支払種別が「送金支払」で送金先金融機関が「Aテン」と記録されている。この「Aテン」は現在のB銀行A店であり、申立期間②の当時はA郵便局であったことが確認できる。

このほか、申立期間①については保険料還付整理簿に、申立期間②についてはオンライン記録及び保険料還付整理簿に、それぞれの期間の国民年金保険料の還付について、還付事由、還付金額、還付決議日、支払日等が明確に記載されており、その記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月及び同年7月

私は、平成16年10月15日に会社を退職したので、国民年金の加入手続をするためにA市役所に行ったところ、担当窓口職員から申立期間の保険料が未納であり、今からでも納付は可能だと言われたので、その場で加入手続を行うとともに申立期間の保険料も納付した。間違いなく手続した日に、窓口で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、平成16年10月ごろにA市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を担当窓口で納付したとしているところ、国民年金保険料収納業務は、14年4月1日から市町村から国に一元化されていることから、同市で保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の資格取得日は平成16年10月16日とされており、A市の記録においても、資格取得日はオンライン記録と同一年月日とされ、その届出日は同年10月22日とされていることが確認できる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳を見ると、「国民年金の記録欄」に「被保険者となった日 平成5年6月16日 被保険者種別 1号 被保険者でなくなった日 5年8月1日」と記載され、A市のゴム印が押されていることが確認できる。申立人はこの年金手帳の記載内容をもって同市役所で加入手続した際に申立期間の加入手続も同時に行われ、当該期間の保険料を遡^{そきゅう}及納付したと主張しているところ、この加入手続時期にさかのぼって申立期間を被保険者

期間とする事務処理が行われたとしても、加入手続時期は前述のとおり、平成16年10月22日とみられることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月及び同年7月

私は、会社退職（平成13年6月）後、国民年金加入手続は行っていないのに、すぐに国民年金の納付書が届いた。納付しなかったら再度督促の通知書が届いたのでA市B区役所か社会保険事務所（当時）で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成13年6月）後、国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が送付され納付したとしているが、国民年金加入手続を行っていない者に国民年金保険料の納付書が送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年6月22日付けで未加入期間国民年金適用勸奨者とされ、15年2月25日に「未適用者一覧表」が作成されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の資格取得年月日には何の記載も無い上、A市においても申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す記録は存在しないとしていることとも符合する。このため、申立人に対し申立期間の納付書が発行及び送付されることはなく、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

私は、会社退職後には国民年金の加入手続を区役所で行うことを認識していたので、平成7年4月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、後日納付書で保険料を納付した。申立期間の国民年金記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月ごろ、年金手帳を持参し、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA市が保管する記録によると、申立人が申立期間において、国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、前述のとおり、申立人が同市B区役所で加入手続を行う際に持参したとする年金手帳の「国民年金の記録」欄を見ても、申立期間において申立人が国民年金被保険者資格を取得した記載は見受けられない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

20歳になった時に母親がA市役所で私の国民年金加入手続を行った。申立期間については、大学生で収入が無かったので、母親が平成12年度に学生納付特例手続を行った。申立期間が学生納付特例とされていないのは納付できない。申立期間の保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る学生納付特例の申請手続に直接関与しておらず、当該申請手続を行ったとする母親に聴取しても、申立人の加入手続及び免除申請手続は覚えがあるとしているものの、学生納付特例については、その申請時期及び申請後において送付される国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書又は国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書の受領の有無の記憶は無いとしていることから、学生納付特例申請手続状況等の詳細が不明である。

また、申立人は、母親が平成12年度に学生納付特例の申請を行い、承認を受けたとしているが、オンライン記録、A市の国民年金被保険者記録票の納付状況等の欄を見ても、いずれも12年度は未納期間とされており、申立期間において学生納付特例の申請が行われ、承認されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、平成14年12月13日に納付書作成と記載されており、この納付書は、申立人の納付記録からみて、この時点で未納とされていた期間のうち、過年度納付が可能な12年11月から13年4月までの期間を対象としたものであったと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず

ない上、申立人が、申立期間について、学生納付特例を申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から31年10月ごろまで

私は、A社に、昭和27年4月から31年10月ごろまで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚及び当時の事業主の長女の証言から判断して、期間は明らかでないが、申立人が、昭和27年11月1日以降も、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和27年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できないところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同社の事業主を含めた5人全員が、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局にも、同社が法人登記された記録は無く、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、2人は死亡しており、2人は連絡が取れない上、残る1人は、「昭和27年11月1日に退職したので、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 52 年 2 月まで

私は、昭和 49 年 8 月から A 社の海外事業部で仕事をした。同年 9 月から B 国に行き、月額 70 万円の給料で正社員として勤務した。その時の厚生年金保険の被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立人が B 国の作業現場で、技術者として業務を行っていたと証言している。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同社において健康保険厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚（上司）も、「私が B 国に赴任する前から、申立人は同国で、技術者として働いていた。申立人が、何日に帰国したのかまでは、はっきり覚えていない。」と証言していることから、期間は明らかでないが、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「当時の社会保険関係の資料は保管していないため、厚生年金保険の被保険者資格の得喪に関する届出状況について確認できない。しかし、人事部で管理する人事記録及び社員の勤務先を記載した配属表に申立人の名前が記載されていないこと、当時の雇用慣行上、技術者については直接雇用していなかったこと、申立人が使用していたとしている書類は、通常請負契約の場合に使用されていた社内書類であることなどから考えると、申立人は、正社員ではなかったのではないか。」と回答している。

また、上記同僚は、「申立人は、請負か、日雇のような契約だったはずであり、社員ではなかった。だから、厚生年金保険の被保険者資格は取得していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の全期間において、国民年金に加入し、保険料

を納付している。

加えて、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月ごろから 46 年 4 月ごろまで
② 昭和 46 年 4 月ごろから 47 年 4 月ごろまで

私は、A社に運転手として約2年間勤務し、新しい倉庫の立上げにもかかわった。

その後、B社に、運転手として約1年間勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の社会保険関係の書類は無く、当時の厚生年金保険の取扱い等については分からないと回答している。

また、A社の複数の同僚は、社員数は全体で30人以上だったと思うが、自ら希望して、厚生年金保険の被保険者資格を取得しない者もいた旨証言しているところ、申立期間の昭和44年5月1日時点における同社の厚生年金保険被保険者数は20人であり、同僚の証言に合致した厚生年金保険の取扱いが行われていた状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、B社の当時の代表者及び同社において厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚の証言から判断して、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の社会保険関係の書類は無く、当時の厚生年金保険の取扱い等については分からないと回答している。

また、B社の複数の同僚は、「当時、B社では、6か月ないし1年間の見習期間があった。」、「社員数は、全体で15人ぐらいだったと思うが、自ら希望して、厚生年金保険の被保険者資格を取得しない者もいた。」旨、それぞれ証言しているところ、申立期間の昭和46年4月1日時点における同社の厚生年金保険被保険者数は6人であり、同僚の証言に合致した厚生年金保険の取扱いが行われていた状況がうかがえる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成10年4月にA社に入社し、13年8月末に退社した。

雇用保険の記録によると、離職年月日は平成13年8月31日になっており、A社に確認したところ、「資格喪失日は平成13年9月1日になるはずだ。」と言われたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成13年8月31日と記録されている。

しかし、A社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書、同社が加入していたB健康保険組合の回答及びC厚生年金基金から提出された加入員記録原簿により、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成13年8月31日であることが確認できる。

また、A社から提出された平成13年の所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険料は翌月に控除していたことから、入社月の給与からは保険料を控除せず、その翌月の給与から保険料を控除していた。また、退職日が月末の場合には資格喪失日が翌月1日となることから、この場合には、当該退職月分の給与から2か月分の保険料を控除していた。」と回答しているところ、申立人から提出された給与明細によると、申立人は、入社月である10年4月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、当該所得税源泉徴収簿によると、13年8月分の給与からは前月と同額の厚生年金保険料（1か月分）しか控除されておらず、当該控除額

は、同年7月の厚生年金保険料であると考えられることから、同年8月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月から同年5月まで
② 平成19年3月から同年5月まで

申立期間①については、A社に勤務当時の給与明細書の総支給額が25万4,000円から25万7,000円であるのに、社会保険庁（当時）の記録による標準報酬月額が22万円と低額である。

また、申立期間②についても、B社に勤務当時の給与明細書の総支給額が29万1,000円から30万6,000円であるのに、社会保険庁の記録による標準報酬月額が26万円と低額である。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、給与額に見合う正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額について、当時の給与明細書の総支給額と比べて低額であると主張しているが、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書（平成14年3月分から同年6月分）に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書（平成19年4月分から同年6月分）に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年2月まで
② 平成2年4月から同年9月まで

申立期間①及び②については、A社の期間従業員として働いて1か月に35万円ぐらいの給与をもらっていたが、社会保険事務所（当時）の記録では、標準報酬月額は18万円とされている。この給与では、家族5人が食べていけたはずがなく、社会保険事務所が入力ミスをしたはずである。申立期間について、標準報酬月額を給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人と同日にA社の期間従業員として厚生年金保険の被保険者となった同僚が、「給与は月額30万円ほどで、手取り額は25万円ほどであった。」と証言していること、及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②直後の平成2年10月から翌年9月までの申立人の標準報酬月額が32万円に決定されていたが、2年9月29日に申立人が資格喪失し、同年11月8日に社会保険事務所が取り消していることから判断して、申立人は、申立期間①及び②において月額30万円ほどの給与を支給されていたことがうかがわれる。

しかし、B健康保険組合が保存している管理台帳において、申立期間①及び②の申立人の標準報酬月額は18万円と記録されており、C企業年金のデータでも18万円と記録されているなど、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に勤務していた前述の同僚を含むすべての期間従業員の標準報酬月額も、申立人と同額の18万円と記録さ

れていることから、申立人の記録のみに不自然な状況はうかがえない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から19年6月1日まで

A社において、昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者となり、その後、32年10月に20年勤続表彰も受けているので、18年7月1日から19年6月1日までの被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和32年10月に申立人が受彰したA社20年勤続の表彰状により、申立人は、申立期間を含めて、同年10月以前の20年間について同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和17年6月1日にA社の男子労働者（一般職員を除く。）として労働者年金保険の被保険者となり、その後、18年7月1日に同僚社員2人と同時に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これについては、A社が作成した労働者年金保険被保険者名簿において、申立人及び同僚社員2人の名簿欄に甲種の職員（事務職）であることを示す「甲」と記載されていることから、申立人等は昭和18年7月1日に事務職となり、被保険者資格を喪失したと考えられる。

なお、この同僚社員2人の厚生年金保険被保険者台帳（申立人の同台帳は所在不明）には、昭和19年10月1日の年金制度の改正によって被保険者の適用範囲が一般職員等にも拡大されて被保険者となったことを表す「○改」と記載されていることが確認できる。

このほか、同僚等の証言も得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月12日から50年3月1日まで
② 昭和50年3月26日から同年8月10日まで

私は、昭和49年9月から50年8月までの期間、A社で技術習得するため、同社のB国現地法人から日本に一時帰国していた。その期間については、A社の海外事業課が給与を支給していたはずであり、厚生年金保険の被保険者記録もあるはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したパスポートの記録、及び申立期間①及び②においてA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①及び②ごろに同社のB国現地法人から一時帰国して同社で研修を受けていたことは推認できるが、同社での勤務実態は明確ではない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和50年3月1日に取得し、同年3月26日に喪失した記録を除き、申立期間①及び②に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は、申立期間当時の給与台帳等は保存していないため、申立人の保険料控除の取扱いについて確認することができないと回答している。

なお、申立人が、申立期間①と申立期間②に挟まれた昭和50年3月1日から同年3月26日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることについて、A社では、「申立人が体調を崩すなど、健康保険証がいるような状況となり、自社で健康保険組合を持っていたこともあり、一時的に入れたのか

もしれない。」としており、また、同社のB国現地法人の元役員は、「一度、従業員扱いにして給与を出したが、すぐに誤りに気付いてB国からの出向扱いに戻したのではないか。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から22年10月ごろまで

私は、昭和12年にA社（同一敷地内の関連会社B社の可能性も有り。）に入社後は社長秘書として、20年ごろに関連会社であるC社に転勤してから結婚退職する22年10月ごろまでは社長秘書兼事務員として継続勤務した。

しかし、昭和20年8月31日から退職するまでの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のC社での業務内容、勤務場所、事業主名などについて詳細に記憶していることから、退職時期の特定はできないものの、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料を確認できない上、同社の関連会社であるA社及びB社も、当時のことは不明であると回答している。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得している女性同僚126人（申立人を含む。）のうち、申立人を含む43人が、いずれも昭和20年8月31日に同社の被保険者資格を喪失しており、その後、当該43人の中に、同社において再度被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、上記の申立人と同時期に資格取得している同僚のうち、連絡先の判明した4人は、いずれも申立人のことを覚えていないと回答している。

加えて、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
A社に入社した時、「年金等は会社が掛けておくから手続きなくていいよ。」と言われたことを記憶しているので、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間以降の昭和 52 年 10 月 1 日であり、同社が申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の事業主及びその妻は、申立期間を含めて国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となるためには、当時、常時5人以上の従業員を使用していることが要件とされていたが、事業主は、「申立期間当時、常時使用していた従業員は、妻、申立人及び女性従業員の3人であった。」と証言していることから、同社は、当時の適用事業所となるための要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から35年7月1日まで

私は、大学卒業後、A社にすぐに入社したことを記憶しており、退職した時期については、昭和35年6月末日であったように思う。申立期間について、間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿及び同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月18日から35年7月1日までの期間において同社に取締役（当該期間のうち、30年8月18日から32年2月28日までの期間においては代表取締役）として在籍していたことが認められる。

しかし、当時、申立人と共に代表取締役であった申立人の父は既に死亡している上、A社は、申立期間当時の資料は無く、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について分からないと回答している。

また、A社は、昭和25年2月*日に設立され、同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社設立当時から申立期間を含め取締役であった申立人の父の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、33年9月3日であり、同じく設立当時から監査役であった申立人の兄の被保険者資格取得日は、38年4月19日であったことが確認できることから、申立期間当時、同社の役員は、役員就任期間中といえども、必ずしも厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない上、申立期間及びその前後の健康保険整理番号に欠

番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月ごろから同年7月10日まで
② 昭和41年9月ごろから42年12月ごろまで

私は、昭和40年4月ごろからA社の下請をしていたB社に勤務しており、昔のことで同僚の名前は思い出すことはできないが、保険証を使った記憶もあり、申立期間①に同社に勤務していたのは間違いない。

また、昭和41年9月からはC社で勤務しており、社長の名前も記憶し、病院も数回行き保険証を使った記憶がある。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①当時のB社において厚生年金保険の被保険者資格のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、B社での同僚及び当該期間の保険料控除に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の親族及びC社事業主の長男の証言により、申立人が申立期間②当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、いずれもC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間②の保険料控除に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月ごろから同年10月ごろまで

私は、昭和44年6月ごろから同年10月ごろまでA社で勤務した。当時の同僚には当該事業所の年金記録があるが、私の年金記録が無いのは考えられないため、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の同僚の証言から、時期及び期間については明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の人事に関する資料は保管しておらず、申立期間当時の工場長及び総務担当者も死亡していることから、詳細については不明と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合に申立人に係る記録は見当たらない上、申立人は、同社における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和42年3月14日資格取得）から*番（46年4月1日資格取得）までの間に、申立人の氏名や欠番は無い。

加えて、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間直前の昭和44年5月20日を認定日として、夫の扶養に入っていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3755（事案 6 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

私が勤務した 4 事業所について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、回答内容に納得できない上、4 事業所以外の私が勤務した事業所（詳細は別紙参照。）についても、被保険者期間が短かったり、被保険者記録が無かったりするなど、ことごとくおかしいことになっているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

平成 19 年 7 月 27 日に申し立てられた 4 事業所に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料が無いこと、事業所が保管する従業員名簿又は退職者名簿に申立人の名前が無いこと、申立期間の一部について、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、申立人が同僚であったと主張する者に厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 10 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、回答内容に納得できないと主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立人が勤務した上記 4 事業所以外の事業所すべて（以下

「追加申立事業所」という。)について、「勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が無い、勤務した期間に比べて被保険者期間が短すぎるなど、ことごとくおかしいことになっているので調査してほしい。」として、新たに申立てを行っている。

しかしながら、追加申立事業所(43事業所)のうち、23事業所(A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社、H社内社員食堂の委託先業者(事業所名不明)、I社、J社、K社、L社、M社、N社、O社、P社、Q社、R社、S社、T社、U社、V社及びW社(申立人の記憶は、X社))については、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、Y社については、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

追加申立事業所(43事業所)のうち、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録が全く無い3社について、Z社については、同社が保管する健康保険組合及び雇用保険の台帳に申立人の名前は無く、当時から働いている従業員の中にも、申立人を覚えている者がいない上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見られず、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月14日から同年8月までの間、刑務所に収容されていたことが確認できる。

また、AA社については、申立期間における雇用保険の記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、当時の事務担当者は、「申立人の厚生年金保険の資格取得手続は行わなかった。」と証言している。

さらに、AB社については、申立期間における雇用保険の記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、同社は平成12年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年1月30日から同年3月1日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない上、事業主は、「申立人の厚生年金保険の資格取得手続は行わなかった。」と証言している。

追加申立事業所(43事業所)のうち、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録があるものの、被保険者期間が相違していると主張する16社(AC社、AD社、AE社、AF社、AG社、AH社、AI社、AJ社、AK社、AL社、AM社、AN社、AO社、AP社、AQ社及びAR社)について、AC社については、平成元年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和63年10月26日から平成元年3月1日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日は、ほかの同僚等と同様に、同社が適用事業所となった同年3月1日と記載されていることが確認できる。また、申立期間のうち、同年9月1日から2年3月までの期間については、同社は、「人事記録等の保管資料により、申立人の在籍は平

成元年8月31日までである。」と回答している上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は、平成元年9月1日であることが確認できる。

さらに、AD社、AE社、AF社、AG社、AH社、AJ社、AK社、AL社及びAM社の9社については、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも雇用保険の記録と一致しており、当時の事務手続に不自然な点は見当たらない上、AE社、AH社及びAM社の3社については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書により、申立人の資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、AN社、AO社、AP社、AQ社、AI社及びAR社の6社については、厚生年金保険の被保険者記録がある期間以外の勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、追加申立事業所に係る申立期間のうち、申立期間当時の被保険者記録がある同僚から事情が聴取できた期間について、いずれも申立内容を裏付ける有力な証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、追加された申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別紙

申立期間及び申立事業所一覧

番号	申立期間	申立事業所
1	昭和 27 年 5 月から 28 年 6 月まで	A 社
2	昭和 28 年 7 月から 29 年 5 月まで	B 社
3	昭和 29 年 6 月から同年 8 月まで	C 社
4	昭和 29 年 9 月から 30 年 3 月まで	A S 社 (再申立て)
5	昭和 30 年 4 月から同年 5 月まで	Y 社
6	昭和 30 年 6 月から同年 8 月まで	D 社
7	昭和 30 年 9 月から 31 年 8 月まで	E 社
8	昭和 31 年 9 月から 32 年 7 月まで	F 社
9	昭和 32 年 8 月から 33 年 3 月まで	G 社
10	昭和 33 年 4 月から同年 7 月まで	A T 社 A U 支店 (再申立て)
11	昭和 35 年 7 月から 36 年 8 月 1 日まで	A N 社
12	昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで	A V 社 (再申立て)
13	昭和 37 年 4 月から同年 6 月まで	A W 社 (再申立て)
14	昭和 37 年 7 月から同年 12 月まで	H 社内社員食堂の委託先業者 (事業 所名不明)
15	昭和 38 年 1 月から同年 6 月まで	I 社
16		A O 社
17	昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月まで	J 社
18	昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで	K 社
19	昭和 40 年 1 月から同年 2 月まで	L 社
20	昭和 40 年 7 月 10 日から 41 年 3 月まで	A P 社
21	昭和 41 年 4 月から 43 年 7 月 1 日まで 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで	A D 社
22		A Q 社
23	昭和 46 年 1 月 1 日から同年 2 月 21 日まで 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 6 月 21 日まで	A E 社
24	昭和 48 年 5 月 7 日から 49 年 3 月まで	A F 社
25	昭和 49 年 5 月 31 日から 50 年 3 月まで	A H 社
26	昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで	M 社
27	昭和 51 年 1 月から同年 8 月まで	Z 社
28	昭和 51 年 9 月から 53 年 9 月 10 日まで	N 社

29		O社
30		AG社
31	昭和53年11月から54年3月まで	P社
32	昭和55年4月から56年6月2日まで	Q社
33	昭和57年3月29日から同年5月7日まで	AI社
34	昭和57年5月7日から58年3月1日まで 昭和58年7月31日から同年8月20日まで	AJ社
35	昭和59年2月1日から同年3月まで	AK社
36	昭和59年4月から同年10月20日まで 昭和60年5月26日から同年7月まで	AR社
37	昭和60年8月から同年9月まで	R社
38		AL社
39	昭和61年1月29日から62年10月13日まで 昭和63年7月1日から同年10月26日まで	AM社
40	昭和63年10月26日から平成元年3月1日まで 平成元年9月1日から2年3月まで	AC社
41	平成2年4月から3年3月まで	S社
42	平成4年1月から同年12月まで	T社
43	平成5年1月から6年3月まで	U社
44	平成8年4月から9年3月まで	V社
45	平成9年4月から同年10月まで	W社 (申立人の記憶は、X社)
46	平成11年8月2日から12年1月30日まで	AA社
47	平成12年1月30日から同年5月26日まで	AB社

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 33 年 5 月 20 日まで
申立期間において、A社に勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人は、時期は定かでないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚が証言する当時のA社の従業員数は約70人であるのに対し、オンライン記録の当時の厚生年金保険被保険者数は約20人である上、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「自分にも厚生年金保険の被保険者記録は無く、同社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったのでは。」と証言しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、「申立期間当時、社会保険業務に携わっていた者は既に亡くなっており、当時の厚生年金保険の資格取得手続及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月1日から34年1月1日までの期間について、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

私の A 社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 57 年 9 月 29 日となっているが、同年 9 月 30 日まで継続して勤務し、同年 10 月 1 日に出向解除となって、関連企業の B 社に移籍しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された従業員名簿及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間について A 社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は、「本来、昭和 57 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出るべきところを、担当者が誤って同年 9 月 29 日として届け出たものと思われる。月末前日を資格喪失日として届け出た場合、当時の取扱いは分からないが、現在は、給与から保険料は控除していない。」と回答している上、B 社も、「申立期間当時は、A 社との出向雇用協定により、給与支払などはすべて出向先が行っており、当社は、人事権のみが残っていた。」と回答している。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が、昭和 57 年 9 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨届け出られたことが確認できる。

さらに、A 社における申立人の雇用保険の記録は、離職日が昭和 57 年 9 月 28 日となっており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 25 日から 40 年 2 月まで
昭和 39 年 4 月に資格を取り、A社B支店に同年 5 月から 40 年 2 月まで勤務した。20 歳から 60 歳までの 40 年間、一度も失業手当を受給したことはない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者は、「A社の社員は、申立期間当時は同社に入社と同時に親会社であるC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得させ、退職日まで喪失させることはない。」と証言しているところ、申立人は、C社において昭和 39 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日までの被保険者記録が確認できる。

しかし、A社は、平成 21 年 1 月に合併のため解散しており、後継会社に当時の資料は保管されていない上、C社は、「申立人の被保険者資格取得についての記録はあるものの、喪失日や具体的な勤務期間を確認できる資料は無い。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が勤務していたA社B支店の複数の同僚からも、申立人の勤務期間を確認できる証言は得られない。

さらに、C社が加入していた健康保険組合も、「昭和 39 年以前の資料は保管されておらず、現存している 40 年ごろの資料を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3759 (事案 147 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月10日から同年12月1日まで

前回の決定について納得できない。前社に在職中に、病気治療のため入院していたことから、厚生年金保険の被保険者で健康保険に入っていなければ治療を続けられなかった。新たに当時の社長及び同僚A氏、B氏、C氏について調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D社は、昭和32年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、同社は、31年8月24日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年1月10日から同年8月23日までの期間は適用事業所であったことが確認できないこと、及び申立人が記憶する同社の新規適用時の従業員数と被保険者数に差異があることから、同社では、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格取得に係る事務が適切に行われていないことが推認できることから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の決定に納得できないとし、新たに当時の社長及び同僚A氏、B氏、C氏の名前を挙げて、再度調査してほしい旨申し立てている。

しかし、ほかの同僚の証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できるものの、当時の社長及び同僚A氏は既に死亡しており、B氏は、「申立人を知ってはいるものの、勤務時期及び厚生年金保険の取扱いについては分から

ない。」としている上、C氏は、調査協力が得られないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当時の社長は、申立期間において、親会社のE社に被保険者記録が確認できるが、同社に申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、同僚A氏、B氏及びC氏は、いずれもD社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年8月24日から同社の被保険者記録が確認できるが、申立人及び同僚が記憶する同社の新規適用時の従業員数と被保険者数が異なることから、申立期間当時、同社では必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 3 月 26 日まで

私は、A社の派遣社員として、B社の1階の売場で、昭和40年5月1日から42年9月30日まで勤務していた。A社の同僚として4階の売場にC氏がおり、また、同じ職場には会社は違うが数人いた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の同僚として、B社で勤務していたとする同僚C氏は、名字のみの記憶であるため同人を特定できない上、他社所属ながらB社に勤務していたとする者は、「申立人と一緒にB社に勤務していたことは間違いないが、その時期は覚えていない。」としており、申立人のA社における申立期間の勤務実態について確認できない。

また、申立人と同じ昭和41年3月26日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚(14人)のうち1人は、「入社当時、パート等の雇用形態で試用期間が確かにあった。会社から説明を受けたことをしっかり覚えている。経験により試用期間の長さが決まっていたと思う。」と証言しているとともに、ほかの同僚も、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことをうかがわせる回答又は証言をしている。

さらに、上述のとおり、申立人と同じ日に被保険者資格を取得している同僚が14人いるところ、A社では、ほかにも同じ日に被保険者資格を取得している者が多数見られることから、申立期間当時、同社では、ある一定期間に入社した者について、まとめて被保険者資格を取得させる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立期間に雇用保険の記録は無い上、健康保険厚生年金保険被保険

者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 10 日から 33 年 3 月 1 日まで

A 県の公共工事で B 社に勤務していた。同僚には C 氏と D 氏がいた。失業給付を受給した記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「B 社 E 支店で作成し保管する厚生年金保険被保険者台帳に、申立人の名前は見当たらない上、そのほかの当時の資料は現存せず不明である。しかし、現場作業員については、いずれも厚生年金保険の被保険者記録は無い。健康保険と失業保険のみ加入していた。」としている。

また、申立人が名前を挙げた同僚 C 氏及び D 氏は、B 社 E 支店に被保険者記録が無く、両人を特定できない上、F 健康保険組合も当時の記録は現存せず不明としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B 社 E 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者 113 人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 57 年 3 月まで
父親の会社であるA社には、夜間大学を卒業した昭和 57 年 3 月まで勤務していた。それ以前に退職した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時、事務を担当していたA社の事業主の妻（申立人の母親）は、「申立人は家業のA社で22歳となった昭和55年の末までは厚生年金保険に入っていた。しかし、その後、会社を辞め、時々仕事を手伝いに来ていたが、アルバイトだったので厚生年金保険には入っていなかった。」と証言している。

また、A社は、平成 19 年 7 月*日に解散し、同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主（申立人の父親）も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の申立人の資格喪失日は、厚生年金保険の資格喪失日と同日の昭和 55 年 12 月 30 日である上、56 年 1 月 10 日に健康保険証が返却されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 8 月 1 日から、A 事業所で技術職の非常勤職員として勤め、53 年 4 月 1 日からは常勤職員として、平成 18 年度末まで勤めた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録から、申立人が、申立期間に同事業所で非常勤の技術者として勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所は、昭和 57 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所であったことが確認できない。

また、A 事業所は、「申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日からは常勤職員として勤務し、同日から共済組合員としたが、申立期間については、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、専門学校卒業後の就職先の選定に関しては、社会保険等完備という点を重要視していた覚えがあり、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から61年3月14日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立期間より後の平成2年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の当時の事業主、申立人が記憶している上司及び同僚は、申立期間を含め、同社が厚生年金保険の適用事業所になる平成2年10月1日までの期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。その理由について、当該上司は、「A社は従業員数が少なく、事業主から厚生年金保険の適用事業所ではない等の説明を受けたため、国民年金に加入した。」と証言している。

さらに、A社の当時の事業主は、「倒産したため当時の資料は残っていないが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月ごろから同年11月ごろまで

私は、申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。アルバイトかパート扱いであったかもしれないが、事業主から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶する者はおらず、申立人の同社における勤務実態については確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立期間当時の関連資料を得ることもできない。

さらに、A社の厚生年金保険の被保険者となっている者は、同じ敷地内にB社という別会社があった旨証言しており、オンライン記録により、申立期間当時、A社と同じ住所に、B社という厚生年金保険の適用事業所の所在が確認できるものの、申立人は、同社に係る記憶が無いとしているほか、A社への入社あいまいの経緯、勤務した期間、当時の同僚の名前等についても記憶が曖昧である。

加えて、A社及びB社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から20年12月1日まで

私は、昭和17年6月ごろから20年11月30日までA社のB支店で勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査して、厚生年金保険制度が発足した昭和17年10月1日から20年11月30日までの記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社C支店の記載がある手紙、及び申立人に係る戸籍謄本から判断すると、期間は明らかでないが、申立人は、同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する申立期間当時の上司についても、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、A社は、現在4社に分社されており、当該4社は、いずれも申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないと回答している。

さらに、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年5月まで

私は、昭和59年1月から同年6月まで、A社に勤務していた。

ねんきん定期便を見たところ、申立期間に係る標準報酬月額は、給与支給総額に比べ低いことが分かった。

私が保管する給料明細書により、支給総額が申立期間に係る標準報酬月額より高いことが確認できるので、支給総額に見合うように申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間に係る給料明細書に記載された支給総額によると、申立人が主張するとおり、当該支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から同年10月1日まで
② 昭和37年4月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から42年3月まで

私は、A社に昭和27年5月ごろ入社し倒産する前まで勤務した。また、B社には約3年間、C社には約2年間勤務したので、当該期間を調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社における厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立期間当時のA社における厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、A社は既に解散しており、事業主は他界しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることができない。

申立期間②について、申立期間当時のB社における厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立期間当時のB社における厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、B社の事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態は確認できない。」と回答している。

申立期間③について、申立期間当時のC社の事業主が証言する同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時のC社における厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、C社の事業主は、「当時の資料は残っておらず、当時に在籍していた者がいないため、申立人のC社における勤務実態について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③に係る事業所の所在地及び業務内容を記憶しているものの、いずれの事業所についても、当時の事業主及び同僚の名前については記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月30日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和61年1月31日まで勤務した。しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録では、同年1月30日が被保険者資格の喪失日となっており、同年1月については被保険者記録が無い。給与明細書など、資料は無いが、間違いなく同年1月31日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和61年1月30日とされているが、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日も同日（同年1月30日）とされていることが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答しており、申立人の同社における正確な退職日及び退職月に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間にA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の退職時期を確認できる証言、及び退職月の保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号*番から*番までの被保険者のうち、現在までに資格喪失している者は、申立人を含めて47人確認できるが、このうち、月の初日に資格喪失している者は15人で、月の28日から末日までの間に資格喪失している者が10人であり、申立人の資格喪失日の記録に特段の不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月27日から58年2月1日まで

私は、昭和55年4月1日にA社に入社し、58年6月ごろ、B社に転職するまで勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者記録では途中、記録の無い期間がある。保険料控除を証明できる資料は無いが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事務担当者は、「申立期間当時、申立人を含む数名が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、保険料の会社負担分を給与に上乗せしてほしいと希望したため、資格喪失手続を行った。」と証言している。

また、同僚の中には「自分の意思で厚生年金保険を資格喪失してもらい、国民年金に加入した。」と証言している者もいることから、申立期間当時、A社においては、従業員から厚生年金保険の被保険者資格を喪失したいとの希望があれば、資格喪失手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、A社の事業主は、「A社は既に解散しており、資料は保存していないため詳細は不明だが、本人の希望も無く資格喪失手続を行うことは無かったはずである。」と証言している。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年12月4日に健康保険被保険者証を添付の上、資格喪失手続が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月12日から26年9月1日まで
② 昭和27年1月26日から28年6月まで

私は、A社の創業者に勧誘されて、同社に昭和25年9月12日に入社し、28年6月ごろまで勤務した。同社は厚生年金保険の適用事業所で、私は正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと思う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚のうち、昭和25年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が、「私の入社日は、昭和24年3月28日であり、申立人は自分の2、3年後に入社してきた。」としているとともに、申立人は27年4月に発生した同社の労働争議を記憶していることから、具体的な入退社の時期は明らかでないが、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上述のとおり、当該同僚は、入社から被保険者資格の取得まで約1年3か月要していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立人の入退社の時期及び勤務実態を確認できる関連資料は残っておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間に同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、上述の同僚のほかに申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 29 年 2 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 1 月 20 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、昭和28年7月1日から29年9月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が同年2月1日から同年2月28日までしかなく、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

また、昭和29年11月1日から31年2月1日までB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録の喪失日が30年1月20日になっているため、申立期間③の被保険者記録が無い。

いずれの申立期間も、各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和28年11月*日に改姓しているところ、申立人が記憶している同僚のうち1人は、「私は、昭和28年8月ごろにA社に入社した。申立人は、当初C姓だったが、途中でD姓に変わった。」と証言していることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事務担当者は、「A社には試用期間があり、その間、社会保険の手続きはしていなかったため、社会保険料の控除もしていない。」と証言している。

また、オンライン記録によると、前述の同僚のA社における資格取得日は昭和29年8月21日とされ、同人が記憶している入社日とは約1年の開きがある上、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚12人に聴取したところ、このうち3人は、「自分が記憶している入社時期と資格取得日には約

1年の差がある。」としていることから、当該期間当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「当時の人事記録は無く、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態等について確認できない。

申立期間②について、申立人は、継続してA社に勤務していたと主張しているが、申立人が当該期間の後に勤務したB社の同僚のうち、申立人と同日の昭和29年11月1日に資格取得した者は、「自分は29年6月からB社に勤務していた。」と証言しているところ、申立人は、「当該同僚より自分が先にB社に入社した。」としていることから、申立期間のうち、29年6月以降の期間については、申立人は、申立てに係るA社ではなくB社に勤務していたものと推認できる。

また、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚4人に聴取しても、申立人が当該期間も継続して同社に勤務していたとする証言は得られない上、上述のとおり、同社からも、申立人の勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできない。

さらに、B社は、オンライン記録によると、昭和29年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であったことが確認できない。

申立期間③について、申立人は、継続してB社に勤務していたと主張しているが、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚6人に聴取しても、申立人が当該期間も継続して同社に勤務していたとする証言は得られない。

また、申立人が当該期間の後に勤務したE社の同僚のうち、申立人と同日の昭和31年2月20日に資格取得した者について、申立人は、「当該同僚は、自分よりしばらく後にE社に入社した。」としていることから、申立人は、入社した時期は明らかでないが、同年2月20日より前からE社に勤務していたことがうかがえる。

さらに、B社は、現存しているものの、当時の事業主は既に死亡している上、当該期間当時の人事関係資料は保存されていないと回答している。

加えて、E社は、オンライン記録によると、昭和31年2月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。